

2024年8月4日
J R 東海労働組合

J R 総連統制委員会に対する

J R 東海労としての見解（2）

1、6月2日に開催されたJ R 総連第13回執行委員会で、J R 東海労がJ R 総連からの「指示」に従い履行していないことは指示違反であり、機関決定違反であると確認され、J R 総連規約第7条（1）及び11条（1）に違反とされました。そして6月3日、J R 総連第40回定期大会において、J R 東海労に対する統制委員会が設置されました。

J R 総連第13回執行委員会で指示違反とされたのは、3月12日から急に始まったJ R 東海労への73号、74号、75号、84号、85号、86号、93号、94号、95号の計9通の「J R 総連連絡」において「指示違反」とされています。

2、まず、「J R 総連連絡」は「指示文書」ではなく、あくまでも産別であるJ R 総連から加盟単組に対する連絡文書でしかなくそれ以上の「効力」や「権限」はありません。指示違反とされたJ R 東海労に対するJ R 総連連絡の文中には「指示」「再指示」「再々指示」と記載されていますが、それはあくまでも文中の記載であってそれをもって「指示文書」とであると位置付けられるものではありません。

しかし、J R 総連執行委員会ではJ R 東海労がJ R 総連連絡の「指示」に従わなかったとして「指示違反」とされました。J R 総連規約第7条（1）及び11条（1）に違反しているとしていますが、その根拠については明らかにされていません。

3、2月14日、「J R 総連第9回執行委員会見解」が発出されました。その「4.」において、「各単組との関係は、規約第3条でJ R 総連は加盟組合によって構成することが明記され、規約第7条において加盟組合の適合条件として『綱領、規約、諸規則および運動方針に賛同しその決定に従うこと』が規定されている。従って、J R 総連が加盟し構成する労働組合組織に対し組織決定を指導することは当然であり、加盟する労働組合はその決定に従うことが前提である。同時に、J R 総連執行委員会は、規約第20条によって『執行する機関』であることが明記されている。『執行』とは法律や命令などに定められた行為を実際に行うことであり、J R 総連が重大な決定や規約・規則に基づいた組織指導行為を各単組に実行するのは当然のことである。よって、J R 総連は各単組ならびに地域協議会または青年部への連絡調整機関であると同時に、各単組に対する指導や指示を実行する機関である事は明白である。」と記載されています。

4、ＪＲ総連執行委員会がＪＲ東海労に対して「指示違反」とした根拠が、２月１４日の「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」であるとすれば、加盟単組であるＪＲ東海労に対してＪＲ総連が「指示」などできない関係であり、ＪＲ総連は産別組織として加盟単組の「連絡調整機関」であるということを逆に証明しています。

それは、２月１４日に発出された「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」以前においてＪＲ総連と加盟単組との位置付けが、ＪＲ総連発足以降、３７年間に亘り「連絡調整機関」であったというを産別組織として認識されていたからこそ、「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」が発出されたということになるからです。

長年に渡り議論され確認されてきた産別と加盟単組の関係を大会や中央委員会で議論することも決議されることもなく、ＪＲ総連執行委員会の見解をもって産別と加盟単組との位置付けや関係を変更すること自体、認められるものでは決してありません。「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」はあくまでも「見解」の範疇を超える「権限」など無いということです。従って、「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」を根拠として「指示違反」とすることなどできないのです。

また仮に、「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」を根拠とするのであれば、ＪＲ東海労に制裁をかけることを目的に、「ＪＲ総連第９回執行委員会見解」が確認され、その上でＪＲ東海労へのＪＲ総連総連連絡が発出され、意図的に「指示違反」がつくり出されたということになります。

産別として加盟単組に制裁を課すことを意図した行為こそ、産別組織としての存続に関わる重大な問題であり決して許されるものではありません。

5、従って、ＪＲ総連執行委員会において、ＪＲ東海労がＪＲ総連連絡の「指示」に従わなかったことは「指示違反」であり機関決定違反であるとして制裁に値するとした確認は明らかに誤りです。

ＪＲ東海労は、統制委員会規則第１０条に基づき直ちに、ＪＲ総連執行委員会の制裁の申立を却下するよう強く求めます。

以 上